

~~13.40~~~~署名~~~~1. 契約を証明する書面における日本人の署名~~

~~日本人^{注1}と法を異にする地に在る者の間で締結した契約の方式については、法の適用に関する通則法(平成18年法律第78号)第10条第4項において、申込みの通知を発した地の法又は承諾の通知を発した地の法のいずれかの地の法に適合する契約の方式は有効である旨規定されていることから、契約を証明する書面を日本人又は日本法人の代表者が押印によらず署名のみで作成した場合であっても、その署名は有効である。~~

~~なお、以下ア. 又はイ. のいずれかにより証明された署名は、本人確認できた署名と取り扱うこととする。~~

~~ア. 署名の真正性に係る認証(面前認証、自認認証等)付譲渡証書等~~

~~イ. 署名証明書~~

~~2. 外国人の署名~~

~~外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律(明治32年法律第50号)第1条第1項に法令の規定により署名、捺印すべき場合において、外国人は署名することをもって足りる旨、同条第2項に捺印のみをなすべき場合において、外国人は署名をもって捺印に代えることができる旨規定されていることから、外国人については、押印に代えて、署名をすれば足りる。~~

~~なお、外国人の署名の本人確認措置は、各手続により異なる。~~

~~(改訂令和4・4)~~

~~^{注1} 日本に住む日本人に限る。~~

1 4 . 1 0本人確認できる印の取扱い1. 押印が必要な手続

以下（１）及び（２）に掲げる手続においては、申請書又は申請書に添付する権利の承継若しくは登録の原因を証明する書面等（以下「添付の証明書類」という。）に本人確認ができる印を押さなければならない。

（１）申請書に提出者又は登録名義人の押印を要する手続（代理人により申請する場合を除く。）

ア．氏名（名称）変更届（特例施規４条２項、現金手続省令３条２項）

イ．住所（居所）変更届（特例施規４条２項、現金手続省令３条２項）

ウ．登録名義人等の表示変更（更正）登録申請（特登施規１０条４項^{※１}、特登施規様式第９備考４）

（２）添付の証明書類に譲渡人等の押印を要する手続^{注１}

ア．出願人名義変更届（特施規１２条^{※２}、特施規様式第１８備考１９及び２０、商施規様式第１１備考１７及び１８）

イ．特定承継による特許権等の移転登録申請（特登令２９条３項^{※３}、特登施規１０条１項^{※１}、特登施規様式第７備考１５）

ウ．特許法第７４条第１項の規定による請求に基づく特許権移転登録申請（特登施規１０条２項^{※１}、特登施規様式第７の２備考２）

エ．一般承継による特許権等の移転登録申請（特登施規１０条３項^{※１}、特登施規様式第８備考３）

オ．専用実施（使用）権設定（変更）登録申請（特登令２９条３項^{※３}、特登施規１０条５項^{※１}、特登施規様式第１０備考５、商登施規４条３項、商登施規様式第８備考）

カ．仮専用実施権設定（変更）登録申請（特登令２９条３項^{※３}、特登施規１０条６項^{※１}、特登施規様式第１１備考８）

キ．質権設定（変更）登録申請（特登令２９条３項^{※３}、特登施規１０条７項^{※１}、特登施規様式第１２備考９）

ク．実用新案権抹消登録申請（実登令７条において準用する特登令２９条３項、実登施規２条の３、実登施規様式第６備考１５）

ケ．商標権分割登録申請（商登施規４条１項、商登施規様式第６備考１７）

コ．商標権分割移転登録申請（商登令１０条において準用する特登令２９条３項、商登施規４条２項、商登施規様式第７備考６）

サ．通常使用権設定（変更）登録申請（商登令１０条において準用する特登令２９条３項、商登施規４条３項、商登施規様式第８備考１０）

2. 命令に基づく本人確認ができる印及びその証明

（１）本人確認できる印

命令に基づく本人確認できる印は、具体的には以下ア．又はイ．の印鑑を使用するものとする。

ア．実印（法人の場合は登記所に登録済みの印鑑、個人の場合は市区町村に登録済みの印鑑。）

イ．実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印（特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を（２）

イ．により証明された又は証明することができる印鑑。）

（２）本人確認できる印であることの証明

申請書又は添付の証明書類に押された印については、各手続を行う代理人（代理人によらない手続の場合は、手続者本人）の宣誓により、使用した印鑑が、本人確認ができるものであることを確認できた場合は、上記（１）で定める印が押されたものと認める。ただし、当該宣誓内容や使用された印鑑に合理的疑義がある場合は、以下ア．又はイ．に記載する印鑑を証明する証明書等（以下「印鑑証明書等」という。）の提出等、追加の本人確認措置を求める。

なお、本人確認できる印であることの証明は、上記宣誓によらず、以下ア．又はイ．に記載の印鑑証明書等の提出による場合も認める。

ア．（１）ア．（実印）の場合

印鑑証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。作成後３箇月以内のもの。（以下同じ。））

イ．（１）イ．（実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印）の場合

実印による証明書（代表者印を押印し、特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を、証明する日、法人の住所、名称及び代表者名を記載し、さらに実印を押印し証明するもの。）及び実印の印鑑証明書

（新規令和７・４）

※¹ 特登令施規１０条：実登施規３条３項（第６項を除く）、意登令施規６条３項（第６項を除く）、商登令施規１７条３項（第２項、５項及び６項を除く）において準用

※² 特施規１２条：実施規２３条１項、意施規１９条１項において準用

※³ 特登令２９条：実登令７条、意登令７条、商登令１０条において準用

注¹ 1. (2) イ.、オ.～ク.、コ.及びサ.の手續において、登録の原因について第三者の許可、認可、同意又は承諾を要する場合であつて、申請書にその第三者が記名し、印を押したときは、第三者の許可等を証明する書面を添附することを要しない（特登令29条3項^{※3}）。

~~13.4014.20~~

署名

1. 契約を証明する書面における日本人の署名

日本人^{注1}と法を異にする地に在る者の間で締結した契約の方式については、法の適用に関する通則法(平成18年法律第78号)第10条第4項において、申込みの通知を発した地の法又は承諾の通知を発した地の法のいずれかの地の法に適合する契約の方式は有効である旨規定されていることから、契約を証明する書面を日本人又は日本法人の代表者が押印によらず署名のみで作成した場合であっても、その署名は有効である。

~~なお、以下ア.又はイ.のいずれかにより証明された署名は、本人確認できた署名と取り扱うこととする。~~

~~ア.署名の真正性に係る認証(面前認証、自認認証等)付譲渡証書等~~

~~イ.署名証明書~~

2. 外国人の署名

外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律(明治32年法律第50号)第1条第1項に法令の規定により署名、捺印すべき場合において、外国人は署名することをもって足りる旨、同条第2項に捺印のみをなすべき場合において、外国人は署名をもって捺印に代えることができる旨規定されていることから、外国人については、押印に代えて、署名をすれば足りる。

~~なお、外国人の署名の本人確認措置は、各手続により異なる。~~

3. 署名の本人確認措置

署名を要する書面への署名については、各手続を行う代理人(代理人によらない手続の場合は、手続者本人)の宣誓により、記載された署名が署名者本人のものであることを確認できた場合は、本人確認がされた署名として認める。

ただし、当該宣誓内容や署名に合理的疑義がある場合は、署名の本人確認をすることができる証明書の提出等、追加の本人確認措置を求める。

なお、本人確認ができる署名であることの証明は、上記宣誓によらず、署名証明書等の提出による場合も認める。

(改訂令和~~4~~7・4)

^{注1} 日本に住む日本人に限る。

45. 20

出願人名義変更届の取扱い

1. 届出書と証明書との関係について

届出書に記載された事項と証明書に記載された事項が一致しない場合は、届出の内容を証明する正確な証明書を提出すべき旨の補正を命ずる。なお、手続書面の全体を勘案して証明書が正確で届出書の誤記と認められる場合は、届出書について補正をすべき旨のなお書きを追加する。

なお、以下に掲げる記名押印を要する証明書に記名押印がない場合は補正を命ずる（特施規様式第18備考19、20、商施規様式第11備考17、18）。

2. 権利の承継を証明する書面について

（1）譲渡証書等には、譲渡に係る出願の番号等の記載、譲渡人及び譲受人双方の記名、譲渡人の押印を求める。

（2）譲渡人及び譲受人双方で届出がされている場合であっても、譲渡証書等を添付させる。

（3）同一譲渡人、同一譲受人の場合、一の譲渡証書等による複数件の譲渡に係る証明書の提出は認める。

（4）相続の場合には次の書面を添付させる。

ア. 被相続人の死亡の事実及び相続人であることを証明する書面（戸籍謄本）

イ. 被相続人又は相続人の本籍と現住所が相違する場合は、その同一性を証明する書面（住民票、戸籍の附票等）

ウ. 相続人の間で遺産分割の協議をした場合は、民法第907条の遺産分割協議書

エ. その他の必要な書面

被相続人と相続人の本籍が相違する場合における相続人の転籍等を証明する書面（ただし、上記ア、イの書面に記載された相続人の氏名及び生年月日が同一であるときは、必要としない。）、相続人である親権を行う父又は母とその子の利益が相反する場合には、民法第826条の規定による家庭裁判所が選任した特別代理人であることを証明する書面、家庭裁判所で遺産分割の審判又は調停がなされたときは、その審判又は調停書の正本等

（5）法人の合併の場合には、登記事項証明書^{注1注2}を添付させる。

（6）会社分割の場合には、登記事項証明書^{注1注2}及び被承継人が記名押印した承継する権利を特定した証明書を添付させる。

3. 同意書について

特許を受ける権利等が共有に係るときは、各共有者は他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない（特33条3項^{※1}）から、作成者（同意者）が記名押印した同意書の添付が必要である（特施規様式第18備考20、商施規様式第11備考18）。ただし、次の場合は他の共有者の同意があつ

たものとして取り扱い、同意書の添付は要しない。

- (1) 全ての共有者が同一の他人に譲渡した場合。
- (2) 一部共有者が他の全ての共有者に譲渡した場合。
- (3) 共有者がそれぞれ別の他人に譲渡した場合であっても、譲渡証書等が一通で作成されている場合。

4. 持分の定めを証明する書面について

届出書に持分の定めを記載した場合は、持分の定め的事实を証明する書面又は譲渡証書等の文中において持分の定めについて明らかに記載し作成者（持分の定め的事实を証明する書面においては権利者全員、譲渡証書等においては譲渡人）が記名押印したものを添付させる（特施規様式第18備考20、商施規様式第11備考18）。

5. 代理権を証明する書面について

- (1) 譲渡による権利の承継（特定承継）の場合は特許法施行規則第4条の3第1項第2号^{*2}の規定により代理人の代理権は書面（委任状については、その写しを含む。以下同じ。）をもって証明する。ただし、権利の承継の届出を行う譲渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもって証明することを要しない。
- (2) 本人の死亡若しくは本人である法人の合併による権利の承継（一般承継）の場合は特許法第11条^{*3}の代理権の不消滅の規定により届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもって証明することを要しない。
- (3) 会社分割による権利の承継の場合は会社の組織的行為として一般承継の形態を採っているが、特許法第11条^{*3}の代理権の不消滅には該当せず、特許法施行規則第4条の3第1項第2号^{*2}の規定により代理人の代理権は書面をもって証明する。

6. 持分の届出又は持分の変更に伴う出願人名義変更届

- (1) 出願時に持分を届け出てなかった場合で、その後持分を届け出るときは、持分の定め的事实を証明する書面（持分契約書等）を添付して、出願人名義変更届の承継人欄に持分を記載する。
- (2) 出願時に届け出た持分を変更するとき、その事実を証明する書面（持分変更契約書又は持分の一部譲渡契約書等）を添付して、出願人名義変更届の承継人欄に持分を記載する。
- (3) 上記（1）又は（2）の場合の届出は、新たに権利の承継としての出願人名義変更届を提出する際に、持分の届出をする者についてその承継人欄に持分を記載するとともに持分を証明する書面を提出することにより行うことができる。

7. 省令に基づく押印及び署名

- (1) 押印を要する証明書に押す印は、特許法施行規則様式第18備考19及び20並びに商標法施行規則様式11備考17及び18の規定による印はり、本人確認できるものでなければならない（→14. 10）。具体的には以下ア、又はイの印鑑を使用するものとする。

- ~~ア. 実印（法人の場合は登記所に登録済みの印鑑、個人の場合は市区町村に登録済みの印鑑。）~~
- ~~イ. 実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印（特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を（2）イ.により証明された印鑑。）~~
- ~~（2）特許庁に対する手続において新たな印鑑を使用する場合は、以下の印鑑を証明する証明書等を提出しなければならない。~~
- ~~ア. （1）ア.（実印）の場合~~
- ~~印鑑証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。作成後3箇月以内のもの。（以下同じ。））~~
- ~~イ. （1）イ.（実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印）の場合~~
- ~~実印による証明書（代表者印を押印し、特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を、証明する日、法人の住所、名称及び代表者名を記載し証明するもの。）及び実印の印鑑証明書~~
- ~~（3-2）押印を要する証明書を特例法施行規則第13条第2項に規定する方法で電子計算機から入力することにより、特定手続とともに特許庁長官に提出する場合は、特許法施行規則様式第18備考19及び20並びに商標法施行規則様式第11備考17及び18の規定による押印に代えて、特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない（特例施規13条の2第1項）。~~
- ~~（4-3）外国人^{注3}は、特許法施行規則様式第18備考19及び20並びに商標法施行規則様式第11備考17及び18の規定による押印に代えて署名をすることができ、当該署名は本人確認できるものでなければならない（→14.20）。具体的には、以下ア. からエ. までのいずれかにより証明された署名は、本人確認できた署名と取り扱うこととする。~~
- ~~ア. 出願人名義変更届等に記載された、譲渡人又は譲受人の代理人である弁理士又は弁護士による「譲渡人等の署名に係る意思確認をした旨」の記載~~
- ~~イ. 署名の真正性に係る認証（面前認証、自認認証等）付譲渡証書等~~
- ~~ウ. 署名証明書~~
- ~~エ. 譲渡人等本人が特許庁に来訪した際に提示した本人確認書類（パスポート等）~~

（改訂令和~~6-7~~・~~1-4~~）

*¹ 特33条3項：実11条2項、意15条2項、商13条2項において準用

※² 特施規4条の3第1項第2号：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

※³ 特11条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項において準用

注¹ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。また、【承継人】の欄に記載した法人以外の法人に係る「登記事項証明書」について添付することを要しないこととする場合には、届出書において、当該法人に係る商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は商業登記法第7条に規定する会社法人等番号を記載する。（特施規様式第18備考21、商施規様式第11備考19）

注² 被承継人と承継人との間に合併及び分割又は複数の分割の事実があるときは、届出書において、当該届出に係る承継の事実を「令和〇〇年〇〇月〇〇日の会社分割による承継」のように記載する。（特施規様式第18備考22、商施規様式第11備考20）

注³ 外国に住む日本人についても同様とする。

64. 20

移転登録の申請書の取扱い

1. 申請書と証明書との関係について

申請書に記載された事項と申請書に添付する証明書に記載された事項又は特許（登録）原簿に記載された事項と一致しない場合は、特登令第38条及び方式審査便覧70. 30に基づき、申請書の修正が可能であるとき等、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めるときは補正を命ずる（特登令第38条1項^{※1}）。また、登録の原因を証明する書面の訂正が必要となるととき等、登録の申請の不備が補正をすることができるものであると認めないときは、その申請を却下する（特登令38条3項^{※1}）。

2. 登録の原因を証明する書面等について

(1) 添付書面

申請書に添付して提出する証明書面については、特許登録令及び特許登録令施行規則に定められている。これは、当該登録の申請が、真正かつ適法になされていることを形式的に証明するため、提出を要求されるものであり、次のものがある。

ア. 登録の原因を証明する書面（特登令29条1項1号^{※1}）

・譲渡証書、譲渡契約書、専用実施権許諾証書等

イ. 相続、合併、会社分割等の登録の原因の発生の事実を証明する書面（特登令35条^{※1}）

・戸籍謄本、住民票、遺産分割協議書、登記事項証明書^{注1注2}、権利承継証明書等

ウ. 登録の原因についての第三者の許可等を証明する書面（特登令29条1項2号^{※1}）

・特許権等共有者の同意書、裁判所の許可書等

なお、登録の原因を証明する書面が執行力のある判決であるときは、登録の原因について第三者の許可等を証明する書面等は、申請書に添付する必要はない（特登令29条2項^{※1}）。

また、登録の原因について第三者の許可等を要する場合において、申請書にその第三者が記名し、押印したときは、第三者の許可等を証明する書面を申請書に添付する必要はない（特登令29条3項^{※1}）。

エ. 登録上の利害関係人の承諾書等

オ. 代位原因を証明する書面（特登令31条^{※1}）

カ. 代理権を証明する書面（委任状については、その写しを含む。）（特登施規13条の5^{※2}）

(2) 特許庁長官が提出を命ずる書面

特許庁長官は、登録の申請の手続について必要があると認めるときは、相当の期間を指定して次の書面の提出を命ずることができる。

また、特許庁長官は、請求により又は職権で、指定した期間を延長することができるが、また、この期間の延長は、その期間が経過した後であっても、特許庁長官が指定した期間の満了の日（当該満了の日が特許法第3条第2項の規定の適用を受けるときにあつては、同項の規定の適用がないものとした場合における当該満了の日）の翌日から2月以内に限り、請求することができる。請求による期間の延長は、期間延長請求書によりしなければならない。（特登令30条^{※1}、特登施規13条^{※2}）（→04. 10、04. 12）

ア. 申請人が外国人であるときは、その国籍を証明する書面。

イ. 申請人が外国人である場合において、その外国人の属する国（告示で定める国を除く。）がパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は日本国と特許に関して相互に保護すべきことを約した国でないときは、次に掲げる書面のいずれか一。

a. 同盟国又は加盟国のうちの一国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するときは、これを証明する書面。

b. その外国人の属する国において日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているときは、これを証明する書面。

c. その外国人の属する国において日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているときは、これを証明する書面。

ウ. 申請人が法人であるときは、法人であることを証明する書面。

エ. 戸籍若しくは住民票の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又はこれに準すべき書面。

3. 申請書又は添付書面の押印又は署名

（1）特許登録令第29条第3項に規定する申請書の印並びに特許登録令施行規則第10条^{※3}、実用新案登録令施行規則第2条の3及び商標登録令施行規則第4条に規定する様式のうち押印を必要とする申請書及び添付書面の印は、本人確認できるものでなければならない（→14. 10）。~~具体的には以下ア、又はイ、の印鑑を使用するものとする。~~

~~ア. 実印（法人の場合は登記所に登録済みの印鑑、個人の場合は市区町村に登録済みの印鑑。）~~

~~イ. 実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印（特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を（2）イにより証明された印鑑。）~~

~~（2）特許庁に対する手続において新たな印鑑を使用する場合は、以下の印鑑を証明する証明書等を提出しなければならない。~~

~~ア. (1) ア. (実印) の場合~~

~~印鑑証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。作成後3箇月以内のもの。（以下同じ。））~~

~~イ. (1) イ. (実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印) の場合~~

~~実印による証明書（代表者印を押印し、特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を、証明する日、法人の住所、名称及び代表者名を記載し証明するもの。）及び実印の印鑑証明書~~

~~(3.2)~~ 特許登録令施行規則第10条^{※3}、実用新案登録令施行規則第2条の3及び商標登録令施行規則第4条に規定する手続のうち押印を必要とする添付書面を特例法施行規則第13条第2項に規定する方法により電子計算機から入力することにより、特定手続とともに特許庁長官に提出する場合は、その押印に代えて、特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない（特例法規13条の2第1項）。押印を必要とする申請書を電子情報処理組織を使用して提出する場合は、特例法施行規則第13条第2項に定める方法により、本人確認を行うこととする。

~~(4.3)~~ 外国人^{※3}は、特許登録令第29条第3項に規定する申請書の印並びに特許登録令施行規則第10条、実用新案登録令施行規則第2条の3及び商標登録令施行規則第4条に規定する様式のうち押印を必要とする申請書^{※4}及び添付書面への押印に代えて署名をすることができるが、当該署名は本人確認できるものでなければならない（→14.20）。~~具体的には、以下ア. からエ. までのいずれかにより証明された署名は、本人確認できた署名と取り扱うこととする。~~

~~ア. 申請書等に記載された、譲渡人又は譲受人の代理人である弁理士又は弁護士による「譲渡人等の署名に係る意思確認をした旨」の記載~~

~~イ. 署名の真正性に係る認証（面前認証、自認認証等）付譲渡証書等~~

~~ウ. 署名証明書~~

~~エ. 譲渡人等本人が特許庁に来訪した際に提示した本人確認書類（パスポート等）~~

（改訂令和~~6.7~~・~~1.4~~）

※¹ 特登令29条、30条、31条、35条、38条：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用（特登令38条1項6号を除く）

※² 特登法規13条、13条の5：実登法規3条3項、意登法規6条3項、商登法規17条3項において準用

※³ 特登法規10条：実登法規3条3項（第6項を除く）、意登法規6条3項（第6項を

除く)、商登施規17条3項(第2項、5項及び6項を除く)において準用

注¹ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。また、申請人(承継人)の欄に記載した法人以外に係る「登記事項証明書」について添付することを要しないこととする場合には、申請書において、当該法人に係る商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は商業登記法第7条に規定する会社法人等番号を記載する。(特登施規様式第8備考5)

注² 被承継人と承継人との間に複数の分割の事実があるときは、申請書において、当該届出に係る承継の事実を「令和〇〇年〇〇月〇〇日の会社分割による承継」のように記載する。(特登施規様式第8備考6)

注³ 外国に住む日本人についても同様とする。

注⁴ 当該申請書に係る署名は、日本に住む外国人に限る。

1 1 1 . 0 2

氏名変更等の届出

1. 氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出

特例法施行規則第3条第1項若しくは第3項又は現金手続省令第2条1項若しくは第3項の規定により識別番号を付与されている者が、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所を変更したときは、特例法施行規則第4条第1項又は現金手続省令第3条第1項の規定により、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

ただし、各規定により届出が必要とされる同一の内容の変更を、いずれかの規定により届け出ている場合はこの限りでない。

2. 変更の事実を証明する書面の提出

特許庁長官が必要と認める場合には、変更の事実を証明する以下の書面の提出を命じる（特例施規4条5項、現金手続省令3条4項）。

（1）自然人にあつては、戸籍謄本（抄本）及び住民票（本籍と住所が同じ場合は添付する必要はない。）

（2）法人にあつては、登記事項証明書

3. 届出人の押印又は署名

（1）特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が変更の届出をするときは、届出の書面に提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならない（特例施規4条2項又は現金手続省令3条2項）（→14.10）。~~具体的には以下ア.又はイ.の印鑑を使用するものとする。~~

~~ア.実印（法人の場合は登記所に登録済みの印鑑、個人の場合は市区町村に登録済みの印鑑。）~~

~~イ.実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印（特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を（2）イ.により証明された印鑑。）~~

~~（2）特許庁に対する手続において新たな印鑑を使用する場合は、以下の印鑑を証明する証明書等を提出しなければならない。~~

~~ア.（1）ア.（実印）の場合~~

~~印鑑証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。作成後3箇月以内のもの。（以下同じ。））~~

~~イ.（1）イ.（実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印）の場合~~

~~実印による証明書（代表者印を押印し、特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を、証明する日、法人の住所、名称~~

~~及び代表者名を記載し証明するもの。)~~ 及び実印の印鑑証明書
(~~3.2~~) 外国人^{注1}は、特例法施行規則第4条第2項又は現金手続省令第3条2項の規定による押印に代えて署名をすることができる^{注2}が、当該署名は本人確認できるものでなければならない (→ 14. 20)。具体的には、~~以下ア.又はイ.により証明された署名は、本人確認できた署名と取り扱うこととする。~~
~~ア. 署名証明書~~
~~イ. 本人が特許庁に来訪した際に提示した本人確認書類 (パスポート等)~~

4. 届出の形態

特例法施行規則第4条第1項又は現金手続省令第3条第1項の規定による識別番号に係る氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出は、特許庁長官に対して一通提出すれば足り、事件ごとに届け出る必要はない。また、特許法施行規則第9条第1項の規定に基づく氏名等の変更の届出は、事件ごとに届け出なければならない。

また、特例法施行規則第4条第1項の届出（代理人に係るものを除く。）と登録名義人（特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限る。）又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請は、届出をした者が登録の申請人と同一で、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる（特例施規4条4項）。

（改訂令和4-7・4）

^{注1} 外国に住む日本人についても同様とする。

^{注2} 日本に住む外国人に限る。